

2023年4月13日
共栄火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する休業補償の改定について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま並びにご家族・関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、2020年6月に、当時の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響拡大に伴い、損害保険会社としての社会的使命を踏まえ、休業による損失を補償する保険(企業向け商品)の特約について、保険料の追加・変更なしで、2020年2月1日以降に発生した新型コロナウイルス感染症を原因とする休業損失等を補償対象に追加しています。

新型コロナウイルス感染症の流行が発生してから3年以上が経過し、軽症・無症状の方の割合が高まる状況となっており、2023年1月27日付の新型コロナウイルス対策本部決定により、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)における新型コロナウイルス感染症の分類を「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更する、との方針が政府から示されました。

当社の新型コロナウイルス感染症に関する休業補償では、「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置(消毒の指示・命令を含みます。)」がなされたことを、保険金をお支払いする要件としていますが、感染症法における「5類感染症」は、行政機関による施設の消毒および消毒の指示・命令の対象となりません。

このため、「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更された場合、2023年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症により施設が汚染された場合またはその疑いがある場合であっても、行政機関による施設の消毒その他の処置がなされることはないため、新型コロナウイルス感染症を原因とする休業損失等が補償対象外となります。

何卒、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、明確化の観点から、対象商品の約款冊子につきましては、2023年9月(商売の達人は2023年10月)以降保険始期契約より、「追加特約(新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用)」を削除します。

<対象商品>

商品	特約等
Bizmar(企業財産保険) 企業費用・利益総合保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
雇用安心保険	雇用安心保険特約
生産物賠償責任保険 店舗賠償責任保険 旅館賠償責任保険 商売の達人(企業総合賠償責任保険)	食中毒・特定感染症利益補償特約
食品事業者総合保険	休業補償特約

(注)上記以外の新型コロナウイルス感染症による休業損失等を補償する特約についても、保険金をお支払いする要件について、同様に取扱いが変更となります。

今回の新型コロナウイルス感染症に関する休業補償の改定については、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定通りに実施されることを前提としたものであり、感染症法上の位置づけ変更に関する政府による最終確認をもって確定いたします。

今後、政府が方針を見直し改定内容に変更が生じる場合には、改めてご案内いたします。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上